

大通達甲（生企）第16号  
平成24年9月24日

簿冊名	本部	例規(1年)	
	警察署	例	規
保存期間	本部	1	年
	警察署	常	用

生活安全部生活安全企画課長 殿  
各 警 察 署 長

生 活 安 全 部 長

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について（通達）

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令（平成24年内閣府、農林水産省、環境省令第1号。以下「共同命令」という。）及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成24年内閣府令第58号。以下「改正府令」という。）が平成24年9月14日に公布され、同月28日から施行されることとなった。

その趣旨、内容及び留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 記

### 第1 共同命令の制定

#### 1 制定の趣旨

鳥獣による農林水産等に係る被害が深刻化するとともに、鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者が減少している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第10号。以下「改正鳥獣被害防止特措法」という。）が平成24年3月31日に公布され、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）に係る特例に関する規定が整備された。そのため、技能講習に係る特例の対象となる者の要件等について定めることとされたものである。

#### 2 内容

##### (1) 特定鳥獣被害対策実施隊員の要件（共同命令第1条関係）

改正鳥獣被害防止特措法による改正後の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）附則第3条第1項は、鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（以下「特定鳥獣被害対策実施隊員」という。）が、平成24年9月28日以降に新たに猟銃の所持の許可又は所持の許可の更新（以下「猟銃所持許可等」という。）の申請をした場合においては、当分の間、銃刀法第5条の5第2項の技能講習修了証明書の交付を受けていなくても当該種類の猟銃所持許可等を受け

ることができる旨定められている。

本条は、この「内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの」として、特定鳥獣被害対策実施隊員の具体的要件を定めるものである。

ア 第1の要件として、猟銃所持許可等申請日前1年以内に、鳥獣被害対策実施隊員として、鳥獣被害防止特措法第4条第2項第4号に規定する対象鳥獣の捕獲等（対象鳥獣である鳥獣の卵の採取等を除き、当該種類の猟銃を使用して行うものに限る。以下「特定捕獲等」という。）に1回以上参加した者であることが定められた（第1条第1号）。

「特定捕獲等に1回以上参加した」とは、実際に対象鳥獣を捕獲等したか否かを問わず、市町村の被害防止計画に定められた対象鳥獣を捕獲等する活動に1回以上参加したことをいう。したがって、猟銃を使用して射手として実際に対象鳥獣を捕獲等した者だけではなく、猟銃を使用して勢子（主として獲物を追い出す役のこと）として対象鳥獣の捕獲等に参加した者も含まれる。

イ 第2の要件として、猟銃所持許可等申請日前3年以内に、銃刀法第10条の9第1項の指示を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者であることが定められた（第1条第2号）。

「銃刀法第10条の9第1項の指示を受けたことがなく」とは、猟銃所持許可等申請の時点で、都道府県公安委員会から銃刀法第10条の9第1項の指示を受けたことがないことをいう。

「受けるべき事由が現にないこと」とは、猟銃所持許可等申請の時点で、都道府県公安委員会から銃刀法第10条の9第1項の指示を受ける原因となる事由が発生していないことをいう。

## (2) 特定従事者の要件（共同命令第2条関係）

鳥獣被害防止特措法附則第3条第2項は、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。）であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（以下「特定従事者」という。）が、平成24年9月28日から平成26年12月3日までの間に新たに猟銃所持許可等申請をした場合においては、銃刀法第5条の5第2項の技能講習修了証明書の交付を受けていなくても当該種類の猟銃所持許可等を受けることができる旨定められている。

本条は、この「内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの」として、特定従事者の具体的要件を定めるものである。

ア 第1の要件として、猟銃所持許可等申請日前1年以内に被害防止計画に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第9条第1項の許可を受けて特定捕獲等に1回以上参加し又は同条第8項に規定する従事者として特定捕獲等に1回以上参加した者であることが定められた（第2条第1号）。

「特定捕獲等に1回以上参加した」の意義については、前記(1)アと同様である。

イ 第2の要件として、猟銃所持許可等申請日前3年以内に、銃刀法第10条の9第1項の指示を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者であることが定められた（第2条第2号）。

「銃刀法第10条の9第1項の指示を受けたことがなく」及び「受けるべき事由が現にない」の意義については、前記(1)イと同様である。

### (3) 市町村長による書面の交付等（共同命令第3条、第4条関係）

猟銃所持許可等申請を行う者が鳥獣被害防止特措法附則第3条の規定により技能講習の免除を受ける資格を有することを確認するためには、被害防止計画の策定主体である市町村の証明が必要となる。そこで、市町村長は、共同命令第1条第1号又は第2条第1号の特定捕獲等をした者の求めに応じて、その者が特定捕獲等に参加したことを証明する書面（対象鳥獣捕獲等参加証明書）を交付するものとされた。同書面には、書面の交付を求めた者が特定捕獲等に参加した年月日及び場所、当該特定捕獲等の対象とした鳥獣の種類並びに当該特定捕獲等に参加した際に使用した猟銃の種類を記載することとし、併せて書面の様式が定められた。また、これらの記載事項については、特定捕獲等に参加した際に使用した猟銃の種類ごとに、それぞれ直近に参加した特定捕獲等に係るものを記載することとされた。

## 第2 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正

### 1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第11条は、銃砲刀剣類の所持の許可等の申請をする際に必要な申請書の添付書類について定めているところ、技能講習に係る特例の対象となる特定鳥獣被害対策実施隊員及び特定従事者が猟銃所持許可申請等をしようとする際に必要となる申請書の添付書類について定めることとされたものである。

### 2 内容

#### (1) 特定鳥獣被害対策実施隊員に係る申請書の添付書類（改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「府令」という。）第11条第1項第7号関係）

特定鳥獣被害対策実施隊員が猟銃所持許可等申請をしようとする場合には、次の添付書類を要することとされた。

ア 鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類

イ 共同命令第3条の規定により交付を受けた書面（共同命令第1条第1号の特定捕獲等に係るものに限る。）

ウ 共同命令第1条第2号に該当する者であることを誓約する書面

なお、前記ア及びイの具体的な書類は、市町村長の発行する鳥獣被害対策実施隊員の指名書又は任命書（猟銃所持許可等申請日において有効なものに限る。）及び対象鳥獣捕獲等参加証明書であり、指名書又は任命書については提示し、対象鳥獣捕獲等参加証明書については申請書に添えるものとする。

#### (2) 特定従事者に係る申請書の添付書類（府令第11条第1項第8号関係）

特定従事者が猟銃所持許可等申請をしようとする場合は、次の添付書類を要することとされた。

ア 猟銃を使用して被害防止防計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類

イ 共同命令第3条の規定により交付を受けた書面（共同命令第2条第1号の特定捕獲等に係るものに限る。）

ウ 共同命令第2条第2号に該当する者であることを誓約する書面

なお、前記ア及びイの具体的書類は、鳥獣保護法第9条第1項に規定する許可を受けて特定捕獲等に参加した者にあつては同条第7項に規定する許可証、同条第8項に規定する従事者と

して特定捕獲等に参加した者にあつては同項に規定する従事者証（いずれも猟銃所持許可等申請日において有効なものに限る。）及び対象鳥獣捕獲等参加証明書であり、許可証又は従事者証については提示し、対象鳥獣捕獲等参加証明書については申請書に添えるものとする。

(3) その他（府令別表第1関係）

その他猟銃所持許可等申請に係る添付書類等に関する規定について所要の改正が行われた。

第3 留意事項

1 技能講習に係る特例や対象者の要件等についての周知

猟銃所持許可等申請が適切に行われるよう、技能講習に係る特例や対象となる者の要件、申請時に必要な添付書類等について、ホームページ等を通じて広く周知すること。

2 職員に対する教養の徹底

猟銃所持許可等申請を受理することとなる警察職員に対し、共同命令、府令等に関する教養を徹底すること。

(生活安全企画課保安係)